徳島県内に就職する人の奨学金の返還を支援します。 学部・業種は問いません。

「全国枠]

全国の大学、短期大学、大学院、高専、専修学校専門課程の 在学生及び既卒者対象



8月1日(土) 2年 12月18日(金

- 募集対象者 次の各号のいずれにも該当する方
 - ●日本学生支援機構奨学金等(徳島県が認めるもの。)の貸与を「受けている方」又は「受けていた方(既卒者にあっては返還残額が ある方(滞納がある場合を除く))」
 - ②徳島県内の事業所に正規職員として就業を希望する方(公務員を除く)
 - ❸大学、短大、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程(大学等)を下表の「卒業年度」に卒業し、「就業開始期間」内に就業する方
 - 4徳島県内に住所を有する予定である方

	在学生	华耒年度		1佣 考
		令和3年度	卒業後~R4.9.30	修業年限以内で卒業する方
		令和2年度	卒業後~R3.9.30	(やむを得ない事情があると認める場合を除く)
١		卒業年度	就業開始期間	備 考
1				• 15 NV 15 50 1:1 1 1 NV 1 1 1

修業年限以内で卒業した方 募集期間を 令和元年度 (やむを得ない事情があると認める場合を除く) 経過した日~ 以前 ■R2.8.1時点で県外に在住し、徳島県に移住する R4.9.30 ことを希望する30歳(R3.4.1時点)までの方

- 募集人数 150名程度
- 助成金額
 - ●大学(短大除く)、大学院、高専の在学生及び既卒者
 - ●日本学生支援機構無利子奨学金借受総額の1/2(既卒者については奨学金借受総額の 1/2と奨学金返還残額(R3.3.31時点)のいずれか少ない額) ----【上限額100万円】
 - 2日本学生支援機構有利子奨学金借受総額の1/3(既卒者については奨学金借受総額の 1/3と奨学金返還残額(R3.3.31時点)のいずれか少ない額) ----【上限額70万円】
 - ●短大の在学生及び既卒者

日本学生支援機構無利子奨学金借受総額の1/2(既卒者については奨学金借受総額の1/2 と奨学金返還残額(R3.3.31時点)のいずれか少ない額)……………【上限額50万円】

●専修学校専門課程の在学生及び既卒者

日本学生支援機構無利子奨学金借受総額の1/2(既卒者については奨学金借受総額の1/2 と奨学金返還残額(R3.3.31時点)のいずれか少ない額) -----【上限額80万円】









応募方法

チェックリストにより提出書類に不備が無いことを確認した上で、次の書類を 下記7の「お問合せ・応募先」あて、簡易書留で郵送(消印有効)してください。

- ●「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者認定申請書
- 2奨学金貸与証明書(既卒者にあっては奨学金返還証明書)
- 3学業成績証明書(取得単位数がわかり、直近の状況が記載されたもの)
- ④在籍大学等の推薦書(発行者が厳封したもの)(既卒者にあっては自薦書)
- 6住民票の写し(既卒者のみ)
- ⑥チェックリスト
- ※徳島県のホームページに各種様式のほか、募集要項等を掲載しますので、必ず御覧ください。
- ※書類に不備がある場合は認定されないことがあります。

6 助成方法

助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、県内事業所で3年以上 就業した場合に支援を開始し、就業4年目から8年目までの5年間、奨学金の 返還を支援します。

毎年度、助成金額の1/5を奨学金の返還に充てる費用として、本人に代わって、 県が直接、日本学生支援機構等に支払います。

徳島県奨学金返還支援制度

助成候補者

※大学等卒業後県内で就業を継続したイメージ



大学等卒業

奨学金▶

返還) 返還▶ 返還▶ 返還▶

返還>

返還▶

返還

返還

奨学金返還支援期間

4年目▶ 8年目> 1年目▶ 2年目> 3年目▶ 5年目>

お問合せ・応募先

〒770-0045 徳島県徳島市南庄町5丁目77-1 徳島県自治研修センター内

徳島県政策創造部 県立総合大学校本部

話 088-612-8801 平日8:30から17:15まで

ファクシミリ) 088-612-8805

E-mail sougoudaigakkou@pref.tokushima.jp

様式のダウンロードや 詳細の確認はこちら (徳島県HP)





日本学生支援機構

支援企業からの寄附がこの事業に使われています。

小川信雄教育基金



